

医療法人 高松ひろこ皮膚科 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～ 令和11年9月30日までの5年間

2. 内容

<目標1>

育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策1>

- ・令和6年10月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- ・令和6年12月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始。

<目標2>

育児休業後に職員が復帰しやすくするために、休業中の職員に資料送付などによる院内ならびに業界に関する情報提供を行う制度を導入する。

<対策2>

- ・令和7年4月～ 管理職を対象とした新制度についての研修を年2回程度実施。
- ・令和7年4月～ 院内報などを活用した周知・啓発の実施。

<目標3>

院内の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取り組みの成果などを把握し、改善点がないか検討する。

<対策3>

- ・令和7年7月～ 制度の利用状況、取り組みの成果について現状を把握。
- ・令和7年8月～ 問題点や改善点の有無について院内で検討を実施。問題点がある場合は検討委員会を設けて改善のための取り組みを検討し、実施する。

以上